

ネットとうほく2015-07
平成27年12月22日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿
地方創生担当大臣 石破茂 殿
内閣府副大臣 松本文明 殿
消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野太郎 殿
消費者庁長官 坂東久美子 殿
消費者委員会委員長 河上正二 殿
国民生活センター理事長 松本恒雄 殿
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト仙台5階
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉 岡 和 弘
電話 022-276-5162
FAX 022-276-5160

消費者庁等の地方移転に反対する意見書

消費者市民ネットとうほく（略称「ネットとうほく」）は、消費者が安全・安心な生活を送れる社会、消費者の権利が確立された社会の実現等を目的に掲げ、平成26年3月に設立された特定非営利活動法人（NPO法人）です。

現在、政府内で検討が進められている消費者庁、国民生活センター及び消費者委員会を地方に移転する案に対し、下記の理由から反対の意見を表明いたします。

記

1 はじめに

政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」に「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下、有識者会議）といたします）を設置して、政府関係機関の地方移転について検討しており、その中で、徳島県からの提案を受け、消費者庁、国民生活

センターを同県に移転することが審議されています。

政府が示している行政組織を地方に分散するとの考え方自体は、総論的には賛成いたしますが、一律に行政機関を各地に分散させることが理想でないことは当然であり、どのような機関をどの地方に移転させることが国民にとって有益なのかをしっかりと見据える必要があります。

2 消費者庁について

消費者庁の地方移転の可否を考えるに当たっては、まず同庁が果たすべき役割を確認する必要があります。この点について、消費者庁を創設した当時の福田康夫元総理は、「明治時代に作られた産業育成省庁はもはや古い。これからはパラダイムの転換をして消費者が中心になる行政にしなければならない。その司令塔的役割を担うのが消費者庁だ」との言葉を残しておりますが、この言葉にも表れているように、同庁は、消費者行政において各省庁の司令塔的機能を果たすことや、各省庁のすき間で発生する問題に迅速・的確に対処することを期待されております。このような役割を果たすために、消費者庁は、多数省庁の消費者政策の企画について協議し、施策の推進状況を検証・評価・監視を行っており、その職務を遂行するためには関係省庁との日常的な連携や調整を図ることが不可欠です。

消費者庁は、消費者安全に関する重大事故発生時には、情報を収集し、官邸と連絡をとりながら、関係省庁と連携して速やかに適切な対処を行うことが求められています。

そのため、消費者庁は、各関係省庁の多くが中央にある間は、中央に位置して各機関と緊密な連携等のもとで消費者行政を推進するのが相当であり、消費者庁の地方移転は、多くの行政機関の地方移転が実現された後に、それが国民にとって有益なのかという観点で改めて検討されるべきです。それにも関わらず、消費者庁の地方移転を強行するときは、消費者庁が本来担うべき役割が果たせないまま地方で埋没することになりかねません。

3 国民生活センターについて

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報（P I O－N E T情報）を集約・分析し、情報を発信するだけでなく、消費者庁をはじめとする各省庁の消費者関連法制度の問題点や改正の問題提起を行う役割を担っています。これらの業務は単にデータベース上の情報を分析しただけでできるものではなく、他省庁担当者との密接な協議が不可欠です。そのため、省庁間で定期的な協議会も開催されております。

また、各省庁が消費者関連法の制定・改正を審議するときは、立法事実を明ら

かにする資料としてP I O－N E T情報が不可欠であり、消費者関連法制度の改正の審議においても、国民生活センター職員がオブザーバーとして審議に参加し報告することが行われています。

また、国民生活センターは、全国各地の消費生活センター・消費生活相談窓口の相談支援、情報提供、商品テスト、ADRなどを実施して、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関、センターオブセンターズとしての役割を果たしています。国民生活センターについては、各機能の一体性確保して機能の維持・充実を図るべきであることが確認されているところ、この度の地方移転の提案は、同センターのテスト・研修部門を神奈川県に残し、東京事務所の部署だけを移転するというものであって、同センターの目指すべき方向性に逆行するものです。

国民生活センターの地方移転は、このような機能が大きく損なわれることになりかねず、消費者被害の防止・救済に対するマイナスの影響は大きいと言わざるを得ません。

4 消費者委員会について

現時点で消費者委員会の地方移転が検討されているという公表資料はありませんが、念のため意見を述べます。

消費者委員会は、少数の非常勤の委員によって構成され、消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、任意のテーマを自ら調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有しています。他省庁からの諮問の場合に諮問した省庁等との連絡を密にすることはもちろん、建議等の監視機能の行使においても、他省庁や関連事業者、事業者団体からの事情聴取・協議も頻繁に行うこととなります。この場合、消費者委員会の会議の場にこれら関係省庁、事業者等を招へいするほか、委員会側から直接赴いて事情を聴取し、或いは改善の必要性について説得することも行われています。省庁や関連事業者・事業者団体等との直接面談・密なる協議なくして建議等の取りまとめは困難であり、省庁等と近接した場所に所在するのでなければ機動的に活動することができません。

このような点から、消費者委員会の地方移転についても、その大幅な機能低下をもたらす恐れが大きいと言わざるを得ません。

5 むすび

以上のような理由から、ネットとうほくは、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会を地方移転の対象とすることに、断固として反対いたします。